

改正

平成30年6月1日告示第47号

多可町自主防災組織支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の防災力の強化を図るため、自主防災組織支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、多可町補助金交付規則（平成17年多可町規則第118号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町内の自治会を単位に、自主防災を目的として確立された団体であって、規約・役員名簿・災害時要援護者名簿・災害対策行動計画等が整備され、町に提出し承認されたものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、自主防災組織が主体となって実施する活動（以下「自主防災活動」という。）で、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 自主防災組織の活性化を図る事業
- (2) 荒廃施設及び立木除去等の危機管理対策を図る事業

2 第1項第2号は、荒廃施設及び立木等が周辺に被害を及ぼすと判断され、やむを得ない特別な理由があると認められる場合に限り、自主防災組織が行う除去等の危機管理対策に係る事業とする。

(助成金額及び限度額)

第4条 助成金額及び限度額は予算の範囲内において、別表第1のとおりとする。

(助成金の対象経費)

第5条 第3条第1項第2号に係る助成金の対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 危機管理対策に係る現場安全管理費
- (2) 危機管理対策に係る人件費及び保険料
- (3) 危機管理対策に係る工事費及び委託料

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする場合は、自主防災組織支援事業助成金交付申請書（様式第

1号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織活動計画報告書(様式第2号)
- (2) 自主防災組織活動収支予算書(様式第3号)
- (3) 自主防災組織活動現場状況及び第三者除去理由書(様式第4号)
- (4) 自主防災組織活動損害賠償責任負担請求書(様式第5号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号に定める書類は、第3条第1項第2号の助成対象事業を申請する場合に提出することとする。

3 第1項第3号及び第4号に定める書類は、第3条第1項第2号の助成対象事業を申請する場合に提出することとする。

4 助成金の交付申請書の提出は、12月末日までとする。

(助成金交付の決定)

第7条 町長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すものとする。

(助成金交付の通知)

第8条 町長は助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、助成金の交付の申請をした者に自主防災組織支援事業助成金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、速やかに自主防災組織活動実績報告書(様式第7号)及び自主防災組織活動収支決算書(様式第8号)に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長は、必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

(助成金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、自主防災組織支援事業助成金交付額確定通知書(様式第10号)により実績報告を提出した者に通知するものとする。

2 町長は、確定した助成金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の請求)

第11条 町長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、実績報告を提出した者から提出される自主防災組織支援事業助成金請求書(様式第11号)により助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取消し又は助成金の返還)

第12条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を当該助成事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽、その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもってその効力を失う。

附 則 (平成30年6月1日告示第47号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

助成金の限度額

助成対象事業	年間限度額	備考
自主防災組織の活性化	30,000円	
荒廃施設及び立木除去等の危機管理対策	100,000円	
災害時要援護者個別支援計画書	30,000円	

別表第2 (第9条関係)

実績報告に係る添付書類

助成対象事業	添付書類
--------	------

自主防災組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織役員更新名簿 (2) 災害時要援護者更新名簿 (3) 普及啓発資料 (4) 災害対策行動計画訓練資料 (5) 活動状況写真
荒廃施設及び立木除去等の危機管理 対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織活動収支決算書 (2) 事業費の請求書及び領収書の写し (3) 事業実施前及び実施後の写真
災害時要援護者個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者個別支援計画書